

## 石炭輸送對策協議會について

二二、一〇九  
終本運輸局

## 第一 設置の趣旨

石炭の生産については、先般石炭非常増産対策要綱が、  
決定せられ、三千万セ、目標達成の爲に、各般の措置が  
講ぜられる事になつたが、かくして増産せらるる石炭を、  
産業復興の動力たらしめるためには、消費地へこれを、  
円滑且つ的確に輸送する事が必要となりまた輸送の円  
滑は逆に石炭生産へよき刺激となるべである。  
而して、第三、四半期以降、石炭の要輸送量は逐次増加す  
ると共に、また需要面に於ても電力を中心としてその緊  
急度も、上昇するので、輸送力の確保、増強及輸送と配

炭とを支障なく一致させることに付いて特別の措置が必要である。

而も石炭輸送の対策については、出荷の調整、港湾荷役力の整備、增强、小運送力の確保、輸送用燃料の確保等關係する面が多く、又他面に於て海送轉移を強力に推進しなければならぬ状勢にありて輸送担当機関のみならず、関係諸機関が協力して総合的な対策を樹立し、これを各機関が確實に実施する事が必要である。これが石炭輸送対策協議會を設置しようとする理由である。

## 第二 構成

一、協議会は經濟安定本部に置く。

二、協議会は委員長、副委員長、委員及び幹事を以て組織

する。

委員長  
副委員長

経本第一副長官  
經本動力局長

**運輸局長**

生産局長  
生活物資局長

労働局長

財政金融局長

運輸省官房長

鐵道總局業務局長

施設局長

資材局長

事

員

(運輸省海運總局海運局長)

港灣局長

陸運監理局長

賀代部長

(商工省石炭厅)管理局長

電力局長

食糧管理局部長

配炭公团石炭局長

船舶運營会輸送部長

近海汽船協会導航理事

經本運輸局○次長

○海運課長

經本運輸局○陸運課長

○動力局次長

○配炭課長

○石油課長

○生產局次長

○需給課長

○民生課長

○生活物資局次長

○勞動局勞政課長

○財政金融局產業金融課長

○運輸省○官房企画課長

○鐵道業務局○配車課長

幹

事

運輸省鐵道施設局 機械課長

停車場課長

資材局 石炭課長

海陸海軍局 深送課長

港湾局 港政課長

計画課長

資材部 海軍資材課長

陸監監理部 資材課長

自動車部 深送課長

整備部 資材課長

商工省石炭局配炭局 営理課長

総務局 深送課長

商工省石炭局配炭局 営理課長

総務局 深送課長

事

商工省電力局 電力課長

農林省食管 米麦課長

配炭公團 石炭局次長

船舶運營会 配船課長

近海汽船協会 葉勢部長

(印は幹事長、○印は常任幹事)

### 第三 協議事項

- 一、輸送計画と配炭計画の吻合調整
- 二、輸送力の確保増強、特に冬場対策。
- 三、海陸輸送の調整、特に海送転移の実施
- 四、積地及揚地の港湾の整備及び荷役力の増強
- 五、輸送用動力及資本の確保

六 労需物資の確保

七 芙の他

第四、運営の要領

輸送計

- 一 委員会は概ね月一回程度開催することとし、軍事反対策実施の為の総合対策を審議決定する。
- 二 幹事会は必要な都度開催する。
- 三 常任幹事会は毎週一回開く。
- 四 常任幹事会には問題に依り關係幹事を参加させらる日のとする。
- 五 委員会の議長は委員長とする。
- 六 幹事会の議長は幹事長とする。